

岡崎市浄化槽保守点検業者通知制度について

岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する
条例が令和3年4月に改正されました。

改正に伴い、保守点検業者から浄化槽をご使用の方(管理者)へ以下の3種類の通知が追加されました。

浄化槽の清掃をすべき時期

浄化槽法第7条第1項又は第11条第1項の水質
に関する検査(いわゆる法定検査)を受けるべき時期

その他浄化槽の適正な維持管理に必要な事項

本日は、別紙様式により、上記に関する事項を通知
いたします。

このチラシをお届けしたのは

岡崎市長の登録を受けた浄化槽保守点検業者です。